

# 最近!? のオモシロ用語集

令別表第一の防火対象物の取扱い、共同住宅の一部を利用した社会福祉施設等の用語について整理してみました。

主たる用途に従属すると認められる2つの場合

## ■ 機能従属・みなし従属

(S50.4.15 消防予第41号、改正/H27.2.27 消防予第81号)

**機能従属** 管理権原、利用者、利用時間が同一 例:会社事務所(主用途)と社員食堂(従属用途)→事務所

**みなし従属** 主たる用途以外の用途((6)項口等\*を除く)が延べ面積の10%未満かつ300m<sup>2</sup>未満

\*みなし従属適用外⇒(6)項口等((2)項二、(5)項イ、(6)項イ(1)(2)(3)、(6)項口、(6)項ハ(入居又は宿泊))

一般住宅がある用途の取り扱い

- ① 一般住宅 > 令別表用途(50m以下) → 一般住宅
- ② 令別表用途 > 一般住宅 → 令別表用途
- ③ 一般住宅 > 令別表用途(50m超) → 複合用途
- ④ 一般住宅 ≠ 令別表用途 → 複合用途



ビルの中に社員食堂



マンション1階にコンビニ



1階店舗、2階住居

長崎県認知症高齢者GH火災(H18.1.8)等により新たに小規模施設にも義務付けられた自火報対応

## ■ 特定小規模施設

(H20.12.26 省令第156号、改正/H30.6.1 省令第34号)

延べ面積が300m<sup>2</sup>未満の(2)項二、(5)項イ、(6)項イ(1)(2)(3)、(6)項口、(6)項ハ(入居又は宿泊)、これらが入った延べ面積300m<sup>2</sup>未満の(16)項イ

ただし、(5)項イ(300m<sup>2</sup>未満)と(5)項口だけの(16)項イの場合のみ延べ面積500m<sup>2</sup>未満まで特定小規模施設の扱い

防火対象物全体にSP設置等の過剰規制を避けるため、一定条件を満たすと消防用設備等の設置基準が緩和される場合

## ■ 小規模特定用途複合防火対象物

(規則第13条第1項第2号)

特定用途の延べ面積が全体の10%以下かつ300m<sup>2</sup>未満の(16)項イ

設備設置の緩和措置(H27.2.27 消防予第82号、H27.3.27事務連絡)

- ① 10階以下の(6)項イ(1)及び(2)並びに(6)項口\*以外の用途はSP設置不要 ② 感知器、地区音響装置及び発信機の設置不要
- ③ 避難器具の設置個数減免 ④ 誘導灯の設置緩和 ⑤ 屋内栓・SPの非常電源は専用受電可

\* (6)項口…(6)項口(2)、(4)及び(5)は介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの。それ以外は275m以上

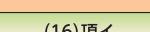
## 複数の用途を含む防火対象物の判定

### 特定小規模施設

(2)項二、(5)項イ、  
(6)項イ(1)(2)(3)、  
(6)項口、(6)項ハ  
(入居又は宿泊)、  
これらの用途が存する  
(16)項イ\*の場合



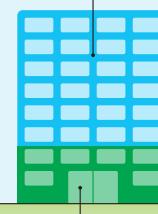
(5)項イ(300m<sup>2</sup>未満)と  
(5)項口のみの場合



\*延べ面積300m<sup>2</sup>以上の場合は、小規模特定用途複合防火対象物に該当するものも含まれる。

### 小規模特定用途 複合防火対象物

(16)項イのうち特定用途の延べ面積が  
10%以下かつ300m<sup>2</sup>未満



**特定用途**  
10%以下かつ300m<sup>2</sup>未満

### 特定一階段等防火対象物

(規則第23条第4項第7号へ)



次のすべての要件に該当するもの

- ① 特定用途部分が地階又は3階以上に存するもの(避難階は除く)
- ② 階段が1つのもの(屋外階段は除く)

\*階段が2つある場合でも、間仕切り等により1つの階段しか利用できない場合は階段が1つとみなす。

**特定用途が延べ面積の10%以下かつ300m<sup>2</sup>未満  
となれば小規模特定用途複合防火対象物の扱い**

# がんばろー 違反は正!!

一般財団法人日本消防設備安全センター  
違反は正センター

▶▶▶ <http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/>

共同住宅等の一部を利用して居住型福祉施設\*を開設することで義務付けられる自火報対応

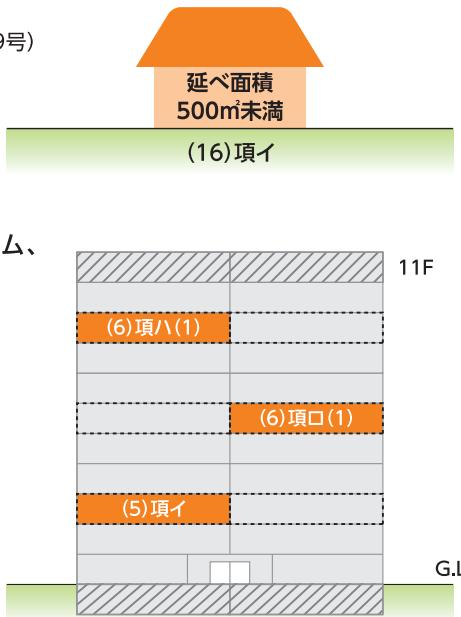
## ■ 複合型居住施設 (H22.2.5 省令第7号、改正/H30.3.30 省令第19号)

延べ面積500m<sup>2</sup>未満で、(5)項口並びに(6)項口及びハ\*のみの(16)項イ

\*居住型福祉施設に限る。

### \* 居住型福祉施設

共同住宅の一部を利用した小規模なグループホーム（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は共同生活援助を行う施設）  
(H30.6.1 事務連絡「消防法施行規則等の一部を改正する省令等の参考資料の送付について」)



一定の区画要件\*により10階以下のスプリンクラー設備及び誘導灯の設置を免除した場合（特定階を除く）

\*SP…規則第12条の2、第13条 誘導灯…規則第28条の2

(5) 項口

住戸利用施設

要SP

要誘導灯

時代の変化に伴う共同住宅の大規模化、他用途との複合化等による対応

## ■ 特定共同住宅省令 (H17.3.25 省令第40号、改正/H30.6.1 省令第34号)

S36年からの特例基準の集大成としてH7年特例基準(220号通知)が定められ、その後見直しと改正により特例基準を廃止し、省令・告示として定め直したもの

## ■ 特定共同住宅等

(5) 項口、又は(16) 項イ（延べ面積の半分以上が(5) 項口で、(5) 項イ並びに(6) 項口及びハについては100m<sup>2</sup>以下）かつ、告示で定められた構造による以下のもの

二方向避難型特定共同住宅等

二方向避難・開放型特定共同住宅

開放型特定共同住宅等

その他の特定共同住宅等



## ■ 住戸利用施設 (旧: 福祉施設等)

特定共同住宅等の(5) 項イと居住型福祉施設

■…住戸利用施設（各独立部分100m<sup>2</sup>以下）

■…(5) 項口が延べ面積の半分以上

\*住戸利用施設が一定規模以上になるとSP（共同住居用SP代替可）が必要

## ■ 特定住戸利用施設 (旧: 特定福祉施設等)

住戸利用施設のうちSPの設置を要しない構造以外の(6) 項口(1)、(6) 項口(5)\*

\*介助がなければ避難できない者を主として入所していない場合は275m<sup>2</sup>以上から

新潟県糸魚川市大規模火災(H28.12.22)による小規模飲食店対応

## ■ 小規模特定飲食店等

(令第10条第1項第1号口、規則第6条第5項、H30.3.28 消防予第246号、施行／2019.10.1)

150m<sup>2</sup>未満の火を使用する設備又は器具\*がある(3) 項 \*防火上有効な措置が講じられたものを除く。

